別記様式第1

登 録 申 請 書

年 月 日

(宛先) 越谷市長

住 所 <mark>埼玉県越谷市東越谷〇—〇</mark>

申請者

氏 名 株式会社越谷市保健所代表取締役 ○○ ○○

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項の登録を 受けたいので、関係書類を添えて申請します。

登	録	区	分	建築物 <mark>空気調和用ダクト清掃</mark> 業
営	業 所 0)所在	E地	越谷市○○1-2-3
営	業所	の名	称	越谷市保健所
営	業所	の電	話	048-973-7533
営	業所の	責任者	当名	越谷 太郎

添付書類 営業所付近の案内地図

法人の場合は登記事項証明書 (再登録は除く)

設備・機器名簿

営業所名 <mark>越谷市保健所</mark>

<mark>年 月 日</mark> 現在

	,			+ Л	
機械器具名	名 称 • 型 式	数量	購入年月	備	考
<mark>電気ドリル</mark>	●●製●●型	1	R●. ●. ●		
	(ダクトを構成する部材を開口し、切断できるもの)				
シャー	●●製●●型	1	R●. ●. ●		
	(ダクトを構成する部材を開口し、切断できるもの)				
ニブラ	●●製●●型	1	R●. ●. ●		
	(ダクトを構成する部材を開口し、切断できるもの)				
<mark>内視鏡</mark>	<mark>●●製●●型</mark>	1	R●. ●. ●		
	<mark>(写真を撮影することができるもの)</mark>				
<mark>電子天びん</mark>	<mark>●●製●●型</mark>	1	R●. ●. ●		
	<mark>(1 mg以上の分解能を有するもの)</mark>				
<mark>コンプレッサー</mark>	<mark>●●製●●型</mark>	1	R●. ●. ●		
<mark>集じん機</mark>	●●製●●型	1	R●. ●. ●		
真空掃除機	●●製●●型	1	R●. ●. ●		
			-		
	WALNES - 5	-> - - . >	11.71.1 · · · · ·	2.8 (<u> </u>
	機械器具の ²	与具を見	貼付してく	ださい。	

監督 者等 名簿

営業所名 <mark>越谷市保健所</mark>

日現在 監督者等の名称 業務の範囲 経験年数 資格の種別 講習(再)会等の番号 有効期限 名 K. (注2) (注3) (注1) 生年月日 資 格 年 月 日 第〇〇〇〇〇号 越谷 花子 ダクト清掃作業監督 ダクト清掃業監督者 第1班 ○年 〇〇年 〇月 〇日 〇年 〇月 〇日 者講習会修了 〇年 〇月 〇日 再第〇〇〇〇〇号 越谷 太郎 ダクト清掃作業監督 〇年 ダクト清掃業監督者 第2班 〇年 〇月 〇日 者(再)習会修了 〇〇年 〇月 〇日 〇年 〇月 〇日 講習会の修了証のコピーを添付してください。 年 月 日 再第 믕 年 月 日 年 月 日 監督者の資格の期限が切れている場合は登録できません。 再第 建築物環境衛生管理技術者の資格で初回登録した場合は、当該業種の監督 者講習会を修了しないと再登録はできません。 年 月 日 年 月 日 再第 무 また監督者は次の者と兼務している場合には登録できません。 年 $\boldsymbol{\mathsf{B}}$ 年 月 日 月 ① 特定建築物の衛生管理技術者 ② 他の登録業の監督者等 和用ダクト清掃業の場合はダクト清掃業監督者、飲料水 水具快食業の場合は水具快食美施石、灯水帽河畑業の場合は飲料水灯水帽河畑作業監督者、排水管清掃業の場合は排水管清掃作業監督者、建築 物ねずみ昆虫等防除業の場合は防除作業監督者、建築物環境衛生総合管理業の場合は統括管理者、清掃作業監督者、空調給排水管理監督者及び 空気環境測定実施者と記入する。

- (注2) 監督者等が複数いる場合は、それぞれの業務分担を記入する。
- (注3) 〇〇(再)講習会修了、建築物環境衛生管理技術者免状保有者等と記入する。

研修実施状況(計画) (<mark>自 H29年 5月 1日 至 R5年 5月 1日</mark>)

営業所名 <mark>越谷市保健所</mark>

R4 年 6 月 1 日現在

研修 期	の研修の内容	指導員の氏名 指導員の資格				新規登録:過去1 再登録:過去6 ⁴				
		(注)								
1100 5		` ′	101	101	D 4 E 4	77 55 45 0 TEL 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15	++ () +0	44	44	
H29.5	6.1 機械器具の種類·使用方法	越谷 太郎	<mark>10人</mark>	<mark>10人</mark>	R4.5.1	建築物の環境衛生行政	越谷 太郎	<mark>11 人</mark>	<mark>11人</mark>	
	<mark>現地での作業手順</mark>	(○○作業監督者)				トラブル発生時の対応研修	(○○作業監督者)			
H30.5	3.1 建築物の環境衛生行政	越谷 太郎	<mark>10 人</mark>	<mark>10 人</mark>	R5.5.1	機械器具の種類・使用方法	越谷 太郎	12人		
	トラブル発生時の対応研修	(○○作業監督者)			<mark>(予定)</mark>	現地での作業手順	(○○作業監督者)	<mark>(予定)</mark>		
R1.5.	機械器具の種類・使用方法	越谷 太郎	<mark>10 人</mark>	<mark>10 人</mark>						
	現地での作業手順	(○○作業監督者)								
R2.5.	I 建築物の環境衛生行政	越谷 太郎	<mark>10 人</mark>	<mark>10 人</mark>						
	トラブル発生時の対応研修	(○○作業監督者)								
R3.5.	l 機械器具の種類・使用方法	越谷 太郎	<mark>10 人</mark>	<mark>10 人</mark>				1		
	現地での作業手順	(○○作業監督者)								
1	1	1	1	1	II	1		1	1	1

(備考) 用紙の大きさは、

- (注) 1 指導員の資格
 - 2 指導教育責任
- 作業に従事する者の全員が1年間に1回以上研修を受けること。
- 研修内容等は通知を参考に計画・実施すること 平成 25 年 1 月 21 日付け健衛発 0121 第 1 号厚生労働省健康局生活衛生課長通知 「建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録について」の一部改正について

作 業 実 施 方 法 等

営業所名 <mark>越谷市保健所</mark>

<mark>年 月 日</mark>現在

												+	月	口 現代
	作業班名	監督者等の氏名		使	用	す	る	機	械	器	具			
作	第 1 班	越谷 花子	電気ドリル、			内視鏡	、電子	² 天び/	ん、 =	ンプロ	ノッサー	-、集 l	^{こん機、}	真空掃
414			<mark>除機、カメラ</mark>	<mark>(内視鏡撮影</mark>	<mark>》用)</mark>									
業	 第 2 班	越谷 太郎	電気ドリル、	:	· - ; =	内坦结	重 2		<u>, </u>	, , , , ,	. v. ++ _	_ 隹 [* / . 	古巾提
班	<u> </u>	医骨 太郎	職 ストゥル、 除機、カメラ			区刊 17元 业兄	、 电丁	- 人い/	υ 、 –		<i></i>	、未し	ングが、	- 共工师
編														
成														
-														
	別紙のとおり													
作		作業手順には次	カの車項を到り	l オ フーレ										
ыL					法法に	関する耳	国存を	今おこ)					
業		● 作業工程(ダクト清掃の効果の確認方法に関する事項を含む。)● 機械器具等の点検の方法												
手		● ダクト清掃	に伴って排出す	されるごみの	の処理	方法								
		● 作業報告(F成の手順											
順		>× == 1 /5 + P	 											
<i>h-h-</i>		※ 記入例は別	小似参照。											
等														

【<mark>作業工程】</mark>

- 事前にダクトの配管系統、寸法、形状及び材質を図面等により確認を行う。 (清掃を行おうとする日の建築物の使用状況及びダクトの運転状況に配慮して、適切に対応する。)
- 清掃に使用する資機材の搬入時及び清掃時における天井、壁及び床並びに室内における備品等の汚損を防止するため、必要な場所にフィルムシートによる養生等を行う。
- 清掃の前後において、ダクト内部の粉じんの堆積状況等を内視鏡により点検するとともに、堆積している粉じんの量を測定して 清掃の効果を確認する
- 清掃後、送風機を試運転し、ダクト内部に残留した粉じんが室内に流入しないことを確認する。粉じんの室内への流入が認められる場合は、再度清掃を行う等必要な措置を講ずる。
- 空気調和用ダクトの清掃作業に用いる機械器具その他の設備について、定期に点検し、必要に応じ、整備又は修理を行うこと。

【機械器具等の点検の方法】

点検は業務の開始前及び、業務後に点検を実施する。

点検した内容を点検記録表に記録する。なお、記録は機械器具ごとに作成する。

点検後は、点検記録表に実施者の名前を記入する。

(点検方法を記載する)

【ダクト清掃に伴って排出されるごみの処理方法】

(処理方法を記載する)

【作業報告作成の手順】

測定結果報告は「自社様式〇〇」を用いて、測定者が作成する。

測定結果保存期間:5年間保存

保存責任者:越谷 花子

作業実施方法等

営業所名 <mark>越谷市保健所</mark>

<mark>年 月 日</mark>現在

業務を委託する際の手順及び委託した業務の実施状況の把握方法

○○測定器の較正委託手順

(手順を記載~)

業務委託しない場合には、「業務委託なし」と記入してください。

※ 機械器具その他の設備の維持管理は、原則として自ら実施すること。

維持管理を他の者に委託する場合は要件があるため、「手引き」を参照した上で、要件を満たした業務手順とすること。

なお、委託する場合は、あらかじめ、委託を受ける者の氏名(法人にあっては、名称)、委託する業務の範囲及び業務を委託する期間を 建築物の所有者、占有者その他の者で当該建築物の維持管理について権原を有するものに通知すること。

苦情及び緊急の連絡に対する体制

対応は以下のとおり実施する。

①通報を受理、②監督者、責任者に連絡、③苦情等対応、④通報者、建築物維持管理権限者等に対応状況を報告、

⑤対応内容を記録し、〇年保管する

受付先 OO営業所 TEL:OOO—OOO—

社内で体制がわかるようなマニュアル等を作成している場合は、「別紙のとおり」と記入し、添付でも可能です。